

平成元年法律第八十三号  
貨物自動車運送事業法

## 目次

第一章 総則（第一条・第二条）  
第二章 貨物自動車運送事業（第三条—第三十七条）  
第三章 民間団体等による貨物自動車運送の適正化に関する事業の推進（第三十八条—第四十五条）  
第四章 指定試験機関（第四十六条—第五十八条）  
第五章 雜則（第五十九条—第六十九条）  
第六章 罰則（第七十条—第七十九条）  
附則 第一章 総則（目的）

この法律は、貨物自動車運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするとともに、貨物自動車運送に関するこの法律及びこの法律に基づく措置の遵守等を図るために民間団体等による自主的な活動を促進することにより、輸送の安全を確保するとともに、貨物自動車運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。  
(定義)

**第二条** この法律において「貨物自動車運送事業」とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業をいふ。

2 この法律において「一般貨物自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。次項及び第七項において同じ。）を使用して貨物を運送する事業であつて、特定貨物自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業をいう。

3 この法律において「特定貨物自動車運送事業」とは、特定の者の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業をいう。

4 この法律において「貨物軽自動車運送事業」とは、他への需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車に限る。）を使用して貨物を運送する事業をいう。

5 この法律において「自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第一項の自動車をいう。

6 この法律において「特別積合せ貨物運送」とは、一般貨物自動車運送事業として行う運送の

四条第二項及び第六条第四号において単に「事業場」という。)において集貨された貨物の仕分けを行い、集貨された貨物を積み合わせて他の事業場に運送し、当該他の事業場において運送された貨物の配達に必要な仕分を行うものであつて、これらの事業場の間ににおける当該積合せの運送を定期的に行うものをいう。

**第二章 貨物自動車運送事業**  
(一般貨物自動車運送事業の許可)

**第三条** 一般貨物自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。  
(許可の申請)

**第四条** 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 営業所の名称及び位置、事業の用に供する自動車（以下「事業用自動車」という。）の概要、特別積合せ貨物運送をするかどうかの別

三 その他国土交通省令で定める事項に関する事業計画

2 前条の許可の申請をする者は、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、前項第二号に掲げる事項のほか、事業計画にそれぞれ当該各号に掲げる事項を併せて記載しなければならない。

一 特別積合せ貨物運送を行おうとする場合

2 特別積合せ貨物運送に係る事業場の位置、当該事業場の積卸施設の概要、事業用自動車の運行系統及び運行回数その他国土交通省令で定める事項

六 第四号に規定する期間内に第三十二条（第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の規定による事業の廃止の届出がある場合において、許可を受けようとする者が、同号の聽聞の通知が到達した日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないものであるとき。

五 第四号に規定する期間内に第三十二条（第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の規定による事業の廃止の届出がある場合において、許可を受けようとする者が、同号の聽聞の通知が到達した日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないものであるとき。

六 第四号に規定する期間内に第三十二条（第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の規定による事業の廃止の届出がある場合において、許可を受けようとする者が、同号の聽聞の通知が到達した日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないものであるとき。

七 許可を受けようとする者が、當業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人が前各号（第三号を除く。）又は次号のいずれかに該当するものであるとき。

八 許可を受けようとする者が法人である場合において、その役員のうちに前各号（第三号を除く。）のいずれかに該当する者があるとき。

九 許可を受けようとする者が、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの処分に係る聽聞の通知が到達した書類を添付しなければならない。

**第六条** 国土交通大臣は、第三条の許可の申請が記載した書類を添付しなければならない。

（許可の基準）

うち、當業所その他の事業場（以下この項、第三条の許可をしてはならない。

一 許可を受けようとする者が、一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者であるとき。

二 許可を受けようとする者が、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受けた日から五年を経過しないものであるとき。

三 許可を受けようとする者が、第六十条第四項の規定による検査が行われた日から聽聞決定予定日（当該検査の結果に基づき一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しの処分に係る聽聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣が当該許可を受けようとする者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までにその法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。第六号及び第八号において同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを持む。）であるとき。

四 許可を受けようとする者が、第六十条第四項の規定による検査が行われた日から聽聞決定予定日（当該検査の結果に基づき一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しの処分に係る聽聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣が当該許可を受けようとする者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までにその法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。第六号及び第八号において同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを持む。）であるとき。

五 許可を受けようとする者が、第六十条第四項の規定による検査が行われた日から聽聞決定予定日（当該検査の結果に基づき一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しの処分に係る聽聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣が当該許可を受けようとする者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までにその法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。第六号及び第八号において同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを持む。）であるとき。

六 許可を受けようとする者が、第六十条第四項の規定による検査が行われた日から聽聞決定予定日（当該検査の結果に基づき一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しの処分に係る聽聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣が当該許可を受けようとする者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までにその法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。第六号及び第八号において同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを持む。）であるとき。

七 許可を受けようとする者が、當業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人が前各号（第三号を除く。）又は次号のいずれかに該当するものであるとき。

八 許可を受けようとする者が法人である場合において、その役員のうちに前各号（第三号を除く。）のいずれかに該当する者があるとき。

九 許可を受けようとする者が、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの処分に係る聽聞の通知が到達した書類を添付しなければならない。

一 その事業の計画が過労運転の防止、事業用自動車の安全性その他輸送の安全を確保するため適切なものであること。

二 前号に掲げるもののほか、事業用自動車の数、自動車庫の規模その他の国土交通省令で定める事項に関し、その事業を継続して遂行するために適切な計画を有するものであること。

三 その事業を自ら適確に、かつ、継続して遂行するに足る経済的基礎及びその他の能力を有するものであること。

四 特別積合せ貨物運送に係るものにあっては、事業場における必要な積卸施設の保有及び管理、事業用自動車の運転者の乗務の管理、積合せ貨物に係る紛失等の事故の防止その他特別積合せ貨物運送を安全かつ確実に実施するため特に必要となる事項に関し適切な計画を有するものであること。

#### 第七条 国土交通大臣は、特定の地域において一般貨物自動車運送事業の供給輸送力（以下この条において単に「供給輸送力」という。）が輸送需要量に対し著しく過剰となつてゐる場合であつて、当該供給輸送力が更に増加することにより、第三条の許可を受けた者（以下「一般貨物自動車運送事業者」という。）であつてその行う貨物の運送の全部又は大部分が当該特定の地域を発地又は着地とするものの相当部分について事業の継続が困難となると認めるときは、当該特定の地域を、期間を定めて緊急調整地域として指定することができる。

#### 2 国土交通大臣は、特定の地域間において供給輸送力（特別積合せ貨物運送に係るものに限りる。）が輸送需要量に対し著しく過剰となつてゐる場合であつて、当該供給輸送力が更に増加することにより、専ら当該特定の地域間ににおいて特別積合せ貨物運送を行つてゐる一般貨物自動車運送事業者の相当部分について事業の継続が困難となり、かつ、当該特定の地域間における適正な特別積合せ貨物運送の実施が著しく困難となると認めるときは、当該特定の地域間を、期間を定めて緊急調整区間として指定することができる。

#### 3 前二項の規定による指定は、告示によつて行う。

#### 4 国土交通大臣は、第一項の規定による緊急調整地域の指定がある場合において第三条の許可

をするときは、当該許可に係る事業の範囲を当該緊調整地域を発地又は着地としない貨物の運送に限定してこれをしなければならない。

5 國土交通大臣は、第二項の規定による緊急調整区間の指定がある場合において第三条の許可の申請に係る特別積合せ貨物運送の全部又は一部が当該緊調整区間ににおいて行われるものであるときは、当該許可をしてはならない。

6 一般貨物自動車運送事業者は、第一項の規定による緊急調整地域の指定又は第二項の規定による緊急調整区間の指定がある場合には、それぞれ、当該緊調整地域における特別積合せ貨物運送力又は当該緊調整区間ににおける特別積合せ貨物運送に係る供給輸送力を増加させるものとして国土交通省令で定める事業計画の変更をすることができない。（事業計画）

#### 第八条 一般貨物自動車運送事業者は、その業務を行う場合には、事業計画に定めるところに従わなければならない。

#### 第九条 國土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該一般貨物自動車運送事業者に対し、事業計画に従い業務を行うべきことを命ずることができる。

#### 2 一般貨物自動車運送事業者は、事業計画の変更（第三項に規定するものを除く。）をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならぬ。

#### 2 第六条の規定は、前項の認可について準用する。

#### 3 一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車に関する国土交通省令で定める事業計画の変更をするときは、あらかじめその旨を、国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更（運送約款）

#### 2 第十二条から第十四条まで 削除

#### 第十五条 一般貨物自動車運送事業者は、輸送の安全性の向上（輸送の安全性の向上）

#### 2 第十六条 一般貨物自動車運送事業者（その事業の規模が国土交通省令で定める規模未満であるもの除く。以下この条において同じ。）は、輸送の安全性の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない（安全管理規程等）

#### 2 第十七条 一般貨物自動車運送事業者は、次に掲げる事項に関し国土交通省令で定める基準を遵守しなければならない。（輸送の安全）

#### 2 第十八条 一般貨物自動車運送事業の状況等に応じて、事業用自動車の数、荷役その他の事業用自動車の運転に附帯する作業の状況等に応じて必要となる員数の運転者及びその他の従業員の確保、事業用自動車の運転者がその休憩又

#### 2 安全管理規程は、輸送の安全を確保するために一般貨物自動車運送事業者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。

#### 2 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項

#### 2 安全統括管理の方法に関する事項

#### 2 安全統括管理者（一般貨物自動車運送事業者が、前三号に掲げる事項の実施及

#### 2 びその管理の体制に関する事項

#### 2 び輸送の安全を確保するための事業の実施及

#### 2 明確に定められてゐるものであること。

#### 2 前号の運賃及び料金の収受に関する事項

#### 2 ついては、国土交通省令で定める特別の事情がある場合を除き、運送の役務の対価としてある場合は、当該緊調整区間ににおいて行われるものであるときは、当該許可をしてはならない。

#### 2 整区間の指定がある場合において第三条の許可の申請に係る特別積合せ貨物運送の全部又は一部が当該緊調整区間ににおいて行われるものであるときは、当該許可をしてはならない。

#### 2 一般貨物自動車運送事業者は、第一項の規定による緊急調整地域の指定又は第二項の規定による緊急調整区間の指定がある場合には、それぞれ、当該緊調整地域における特別積合せ貨物運送力又は当該緊調整区間ににおける特別積合せ貨物運送に係る供給輸送力を増加させるものとして国土交通省令で定める事業計画の変更をすることができない。

#### 2 一般貨物自動車運送事業者は、第一項の規定による認可を受けたものとみなが明確に定められているものであること。

#### 2 國土交通大臣が標準運送約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、一般貨物自動車運送事業者が標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、その運送約款については、第一項の規定による認可を受けたものとみなす。（運賃及び料金等の掲示等）

#### 2 第十一条 一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金（個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。）を対象とするものに限る。）、運送約款その他の国土交通省令で定める事項について、主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいよう掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

#### 2 第十二条から第十四条まで 削除

#### 第十五条 一般貨物自動車運送事業者は、輸送の安全性の向上（輸送の安全性の向上）

#### 2 第十六条 一般貨物自動車運送事業者（その事業の規模が国土交通省令で定める規模未満であるもの除く。以下この条において同じ。）は、輸送の安全性の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない（安全管理規程等）

#### 2 第十七条 一般貨物自動車運送事業者は、次に掲げる事項に関し国土交通省令で定める基準を遵守しなければならない。（輸送の安全）

#### 2 第十八条 一般貨物自動車運送事業の状況等に応じて、事業用自動車の数、荷役その他の事業用自動車の運転に附帯する作業の状況等に応じて必要となる員数の運転者及びその他の従業員の確保、事業用自動車の運転者がその休憩又

は睡眠のために利用することができる施設の整備及び管理、事業用自動車の運転者の適切な勤務時間及び乗務時間の設定その他事業用自動車の運転者の過労運転を防止するために必要な事項

二 事業用自動車の定期的な点検及び整備その他の事業用自動車の安全性を確保するために必要な事項

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならない。

三 一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の最大積載量を超える積載をすることとなる運送（以下「過積載による運送」という。）の引受け、過積載による運送を前提とする事業用自動車の運行計画の作成及び事業用自動車の運転者その他の従業員に対する過積載による運送の指示をしてはならない。

四 前三項に規定するものほか、一般貨物自動車運送事業者は、輸送の安全を確保するため、国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない。

五 事業用自動車の運転者及び運転の補助に従事する従業員は、運行の安全を確保するため、国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない。

（運行管理者）

第十八条 一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定めるところにより、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。前項の運行管理者の業務の範囲は、国土交通省令で定める。

三 一般貨物自動車運送事業者は、第一項の規定により運行管理者を選任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。（運行管理者資格者証）

第十九条 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、運行管理者資格者証を交付する。

一 運行管理者試験に合格した者

二 事業用自動車の運行の確保に関する実業務について国土交通省令で定める一定の実務の経験その他の要件を備える者

二 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく处分に違反し、この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者を講じなければならない。

三 一般貨物自動車運送事業者は、運行管理者資格者証の交付に関する手続的事項は、国土交通省令で定める。

（運行管理者資格者証の返納）

第二十一条 国土交通大臣は、運行管理者資格者証の交付を受けている者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく处分に違反したときは、その運行管理者資格者証の返納を命ずることができる。（運行管理者試験）

第二十二条 運行管理者試験は、運行管理者の業務に関し必要な知識及び能力について国土交通大臣が行う。

（運行管理者等の義務）

第二十三条 国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者が、第一項第一項から第四項まで、第十一条第一項、第二十二条第二項若しくは第三項の規定又は安全管理規程を遵守することにより輸送の安全を確保することを阻害する行為をしてはならない。

（輸送の安全確保の命令）

第二十四条 一般貨物自動車運送事業者は、その事業用自動車が転覆し、火災を起し、その他国土交通省令で定める重大な事故を引き起こしたときは、遅滞なく、事故の種類、原因その他該安全管理規程の遵守その他その是正のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができること。（事故の報告）

第二十五条 一般貨物自動車運送事業者は、荷主に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。一般貨物自動車運送事業者は、特定の荷主に對し、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公衆の利便を阻害する行為の禁止等）

第二十六条 国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の適正かつ合理的な運営を確保するため必要があると認めるときは、一般貨物自動車運送事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。

一 事業計画を変更すること。

二 運送約款を変更すること。

三 自動車その他の輸送施設に関し改善措置を講ずること。

四 貨物の運送に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保することができること。

五 運賃又は料金が利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認められる場合において、当該運賃又は料金を変更すること。

（輸送の安全の確保を阻害する行為の禁止）

第二十七条 一般貨物自動車運送事業者は、（輸送の安全による輸送の安全にかかる情報の公表）

第二十八条 国土交通大臣は、毎年度、第二十三条の規定による命令に係る事項、前条の規定による届出に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかる情報を整理し、これを公表するものとする。（一般貨物自動車運送事業者による輸送の安全にかかる情報の公表）

（事業の適確な遂行）

第二十九条 一般貨物自動車運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかる情報の情報を公表しなければならない。

（事業の適確な遂行）

第二十四条の二 国土交通大臣は、毎年度、第二十三条の規定による命令に係る事項、前条の規定による届出に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかる情報を整理し、これを公表するものとする。（一般貨物自動車運送事業者による輸送の安全にかかる情報の公表）

（事業の適確な遂行）

第二十五条 一般貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の適正かつ合理的な運営を確保するため必要があると認めるときは、一般貨物自動車運送事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。

一 事業計画を変更すること。

二 運送約款を変更すること。

三 自動車その他の輸送施設に関し改善措置を講ずること。

四 貨物の運送に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保することができること。

五 運賃又は料金が利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実がある場合その他の事業の適正

第一十五条、第十六条第一項、第四項若しくは第六項、第十七条第一項から第四項まで、第十一条第一項若しくは前条第二項若しくは第三項の規定又は安全管理規程を遵守することにより輸送の安全を確保することを阻害する行為をしてはならない。

（車庫の整備及び管理に関する事項）

二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）等の定めるところにより納付義務を負う保険料等の納付その他の事業の適正な運営に関する事項

な運営が著しく阻害されていると認められる場合において、事業の運営を改善するために必要な措置を執ること。

**(名義の利用等の禁止)**

**第二十七条** 一般貨物自動車運送事業者は、その名義を他人に一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業のため利用させてはならない。

**第二十八条 削除**

(輸送の安全に関する業務の管理の受委託)

**第二十九条** 事業用自動車の運行の管理その他の国土交通省令で定める一般貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理の委託及び受託について、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

**第三十条** 国土交通大臣は、受託者が当該業務の管理を行うのに適している者でないと認める場合を除いて、前項の許可をしなければならない。

**第三十一条** 一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けは、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

**第三十二条** 一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併及び分割は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、一般貨物自動車運送事業者たる法人と一般貨物自動車運送事業を経営しない法人が合併する場合において一般貨物自動車運送事業者たる法人が存続するとき又は一般貨物自動車運送事業者が分割をする場合において一般貨物自動車運送事業を承継しないときは、この限りでない。

**第三十三条** 第五条及び第六条の規定は、第一項の認可について準用する。

**第三十四条** 第一項の認可を受けて一般貨物自動車運送事業を譲り受けた者又は第二項の認可を受けて一般貨物自動車運送事業者たる法人若しくは分割をした場合における合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により一般貨物自動車運送事業を承継した法人は、第三条の許可に基づく権利義務を承継する。

(相続)

**第三十五条** 一般貨物自動車運送事業者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上あつた場合は、前条の規定による事業用自動車の使用の停止又は事業の停止の期間が満了する)を受けるべきことを命ぜることができる。

場合においてその協議により当該一般貨物自動車運送事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。(以下同じ。)が被相続人の経営していた一般貨物自動車運送事業を引き続き經營しようとするときは、被相続人の死亡後六十日以内に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

被相続人が前項の認可の申請をした場合には、相続人が前項の認可をする旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に對してした一般貨物自動車運送事業の許可是、その相続人に對したものとみなす。

被相続人の死亡の日からその認可をする旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に對してした一般貨物自動車運送事業の許可是、その相続人に對したものとみなされる場合を含む)に基づき、時折消登録をしたものについては、前条の規定による事業用自動車の使用の停止又は事業の停止の期間が満了するまでの間は、同法第十八条の二第一項本文の登録識別情報を通知しないものとする。

(特定貨物自動車運送事業)

**第三十六条** 特定貨物自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならぬ。

前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 運送の需要者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 営業所の名称及び位置、事業用自動車の概要、貨物自動車利用運送を行うかどうかの別

四 法(昭和二十六年法律第八百八十三号)第八十条若しくは第九十五条の規定若しくは同法第八十四条第一項の規定による处分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。

二 第五条第一号、第二号、第七号又は第八号に該当するに至ったとき。

したときは、前項の規定により返納を受けた自動車運送事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。(以下同じ。)が被相続人の経営していた一般貨物自動車運送事業を引き続き經營しようとするときは、被相続人の死亡後六十日以内に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

被相続人が前項の認可の申請をした場合には、相続人が前項の認可をする旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に對してした一般貨物自動車運送事業の許可是、その相続人に對したものとみなされる場合を含む)に基づき、時折消登録をしたものについては、前条の規定による事業用自動車の使用の停止又は事業の停止の期間が満了するまでの間は、同法第十八条の二第一項本文の登録識別情報を通知しないものとする。

(特定貨物自動車運送事業)

**第三十七条** 第二十九条第一項の規定は、第一項の規定により第一項の許可に基づく権利義務を承継した者は、国土交通省令で定めるところにより、當業所の名称及び位置、事業用自動車の概要その他の事項を国土交通大臣に届け出なければならない。当該届出をした者(以下「貨物軽自動車運送事業者」という。)が届出をした事項を変更しようとするときも、同様とする。

第二十九条第一項から第四項まで、第二十三条第一項及び第三十三条(第一号に係る部分に限る。)及び第三項並びに第五条の規定は、第一項の許可について準用する。

したときは、前項の規定により返納を受けた自動車運送事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。(以下同じ。)が被相続人の経営していた一般貨物自動車運送事業を引き続き經營しようとするときは、被相続人の死亡後六十日以内に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

被相続人が前項の認可の申請をした場合には、相続人が前項の認可をする旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に對してした一般貨物自動車運送事業の許可是、その相続人に對したものとみなされる場合を含む)に基づき、時折消登録をしたものについては、前条の規定による事業用自動車の使用の停止又は事業の停止の期間が満了するまでの間は、同法第十八条の二第一項本文の登録識別情報を通知しないものとする。

(特定貨物自動車運送事業)

**第三十八条** 特定貨物自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならぬ。

前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 運送の需要者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 営業所の名称及び位置、事業用自動車の概要、貨物自動車利用運送を行うかどうかの別

四 法(昭和二十六年法律第八百八十三号)第八十条若しくは第九十五条の規定若しくは同法第八十四条第一項の規定による处分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。

二 第五条第一号、第二号、第七号又は第八号に該当するに至ったとき。

の規定は貨物軽自動車運送事業者について、第十七条第五項の規定は貨物軽自動車運送事業者の事業用自動車の運転者及び運転の補助に従事する従業員について、第三十四条の規定は貨物軽自動車運送事業者の事業用自動車について準用する。この場合において、第二十三条中「第十六条第一項、第四項若しくは第六項、第十七条第一項から第四項まで、第十八条第一項、第二十二条第二項若しくは第三項若しくは前条の規定又は安全管理規程」とあるのは、「第三十六条第二項において準用する第十七条第一項から第四項までの規定」と、第三十三条中「若しくは事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第三条の許可を取り消すことができる」とあるのは、「又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる」と読み替えるものとする。

貨物軽自動車運送事業者は、事業を廃止し、事業の全部を譲渡し、又は分割により事業の全部を承継させたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

貨物軽自動車運送事業者が死亡したときは、相続人は、被相続人の死亡後三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(第一種貨物利用運送事業者に関する特則)

**第三十七条** 第八条から第十一条まで、第二十五条から第二十七条まで及び第三十二条の規定又は第三十五条第六項において準用する第九条、第二十七条及び第三十二条の規定は、一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者が経営する貨物利用運送事業法(平成元年法律第二十号)第二十条又は第四十五条第一項の許可に係る同法第二条第八項の第二種貨物利用運送事業(同項に規定する貨物の集配(以下この条において「貨物の集配」という。)に係る部分に限る。)については、適用しない。

貨物利用運送事業法第二十条又は第四十五条第一項の許可(以下この条において「第二種貨物利用運送事業許可」という。)を受けた者であつて当該第二種貨物利用運送事業許可(当該事業に係る同法第二十五条第一項又は第四十六条第一項の認可を含む。以下この条において同一の申請の時において同法第二十三条第五

号に規定する者に該当するものは、第三条又は第三十五条第一項の許可を受けることなく貨物の集配を行うことができる。

**第三十九条** 地方実施機関は、その区域において、次に掲げる事業(以下「地方適正化事業」という。)を行ふものとする。

一 輸送の安全を阻害する行為の防止その他この法律又はこの法律に基づく命令の遵守に關係する指導を行うこと。

(以下「貨物自動車運送事業者」という。)に

二 貨物自動車運送事業者(特定第一種貨物利用運送事業許可を受けた後第三条又は第三十五条第一項の許可を受けて当該貨物の集配を行ふこととなく行われる貨物の集配に係る前項に規定する者(第二種貨物自動車運送事業者)といふ。)について、第十七条第五項及び第二十二条第三項の規定は特定第一種貨物利用運送事業者の事業用自動車の運転者及び従業員について、同条第一項の規定は特定第一種貨物利用運送事業者が選任した運行管理者について、第二十九条の規定は特定第二種貨物利用運送事業者が行う貨物の集配に係る輸送の安全に関する業務について、第三十四条の規定は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車について、第二十九条の規定は特定第二種貨物利用運送事業者が行う貨物の集配に係る輸送の安全について、第三十三条中「当該事業のための使用の停止若しくは事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第三条の許可を取り消すことができる」とあるのは、

「当該事業のための使用の停止を命ずることができる」と読み替えるものとする。

**第三章 民間団体等による貨物自動車運送の適正化に関する事業の推進(地方貨物自動車運送適正化事業実施機関の指定等)**

国土交通大臣は、貨物自動車運送に関する秩序の確立に資することを目的とする一般社団法人又は一般財團法人であつて、次条に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関(以下「全国実施機関」という。)として指定することができる。

(苦情の解決)

**第三十九条の二** 地方実施機関は、貨物自動車運送事業者又は荷主から貨物自動車運送事業に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するとともに、当該申出の対象となつた貨物自動車運送事業者に対し当該苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

地方実施機関は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該申出を求めることができる。

貨物自動車運送事業者は、地方実施機関から出の対象となつた貨物自動車運送事業者に対する求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

地方実施機関は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について貨物自動車運送事業者に周知させなければならない。

号に規定する者に該当するものは、第三条又は第三十五条第一項の許可を受けることなく貨物の集配を行うことができる。

**第三十九条の三** 地方実施機関は、前条の規定によるもののほか、地方適正化事業の実施に必要な限度において、貨物自動車運送事業者に対して、文書若しくは口頭による説明又は資料の提出を求めることができる。

貨物自動車運送事業者は、地方実施機関から前条の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

**第四十条** 国土交通大臣は、地方実施機関の地方適正化事業の運営に關し改善が必要であると認めるときは、地方実施機関に対し、その改善に必要な措置を執るべきことを命ずることができるものとする。

前号に掲げるもののほか、貨物自動車運送に関する秩序の確立に資するための啓発活動及び広報活動を行うこと。

二 貨物自動車運送事業者(特定第一種貨物利用運送事業者を含む。)以外の者の貨物自動車運送事業者を經營する行為の防止を図るために啓発活動を行うこと。

三 前号に掲げるもののほか、貨物自動車運送に関する秩序の確立に資するための啓発活動及び広報活動を行うこと。

四 貨物自動車運送事業者又は荷主からの苦情を処理すること。

五 輸送の安全を確保するために行う貨物自動車運送事業者への通知その他の国土交通大臣がこの法律及び流通業務の総合化及び効率化の促進に關する法律(平成十七年法律第八十五号)の施行のために対する措置に對して協力すること。

(指定の取消し等)

**第四十一条** 国土交通大臣は、地方実施機関が前条の規定による命令に違反したときは、第三十八条第一項の指定を取り消すことができる。

二 国土交通大臣は、前項の規定により第三十八条第一項の指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(国土交通省令への委任)

**第四十二条** 第三十八条第一項の指定の手続その他の地方実施機関に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(全国貨物自動車運送適正化事業実施機関の指定等)

**第四十三条** 国土交通大臣は、貨物自動車運送に関する秩序の確立に資することを目的とする一般社団法人又は一般財團法人であつて、次条に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関(以下「全国実施機関」という。)として指定することができる。

(事業)

**第四十四条** 全国実施機関は、次に掲げる事業(以下「全国適正化事業」という。)を行ふものとする。

一 地方適正化事業の円滑な実施を図るために「区域」という。に一を限つて、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関(以下「地方実施機関」という。)として指定することができる。

二 地方適正化事業について、連絡調整を図り、及び指導を行うこと。

三 地方実施機関の業務に從事する者に対する研修を行うこと。

(説明又は資料提出の請求)

よるもののほか、地方適正化事業の実施に必要な限度において、貨物自動車運送事業者に対して、文書若しくは口頭による説明又は資料の提出を求めることができる。

貨物自動車運送事業者は、地方実施機関から前条の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

**第四十五条** 地方実施機関は、前条の規定による命令に違反したときは、第三十八条第一項の指定を取り消すことができる。

二 貨物自動車運送事業者(特定第一種貨物利用運送事業者を含む。)以外の者の貨物自動車運送事業者を經營する行為の防止を図るために啓発活動を行うこと。

三 貨物自動車運送事業者又は荷主からの苦情を処理すること。

四 輸送の安全を確保するために行う貨物自動車運送事業者への通知その他の国土交通大臣がこの法律及び流通業務の総合化及び効率化の促進に關する法律(平成十七年法律第八十五号)の施行のために対する措置に對して協力すること。

(指定の取消し等)

**第四十六条** 国土交通大臣は、地方実施機関が前条の規定による命令に違反したときは、第三十八条第一項の指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(国土交通省令への委任)

**第四十七条** 第三十八条第一項の指定の手続その他の地方実施機関に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(全国貨物自動車運送適正化事業実施機関の指定等)

**第四十八条** 国土交通大臣は、貨物自動車運送に関する秩序の確立に資することを目的とする一般社団法人又は一般財團法人であつて、次条に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関(以下「全国実施機関」という。)として指定することができる。

(事業)

**第四十九条** 全国実施機関は、次に掲げる事業(以下「全国適正化事業」という。)を行ふものとする。

一 地方適正化事業の円滑な実施を図るために「区域」という。に一を限つて、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関(以下「地方実施機関」という。)として指定することができる。

二 地方適正化事業について、連絡調整を図り、及び指導を行うこと。

三 地方実施機関の業務に從事する者に対する研修を行うこと。

四 二以上の区域における貨物自動車運送に関する秩序の確立に資するための啓発活動及び広報活動を行うこと。  
(準用規定)

**第四十五条** 第三十八条第二項及び第四十条から第四十二条までの規定は、全国実施機関について準用する。この場合において、第三十八条第二項中「所在地並びに当該指定に係る区域」とあるのは「所在地」と、第四十条中「地方適正化事業」とあるのは「全国適正化事業」と読み替えるものとする。

#### 第四章 指定試験機関

(指定試験機関の指定等)

**第四十六条** 国土交通大臣は、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、運行管理者試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 國土交通大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、試験事務を行わないものとする。

(指定の基準)

国土交通大臣は、他に指定試験機関の指定を受けた者がなく、かつ、前条第一項の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

**第四十七条** 国土交通大臣は、他に指定試験機関の指定を受けた者がなく、かつ、前条第一項の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

2 前号の試験事務の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

3 職員、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適確な実施のために適切なものであることを。

2 前号の試験事務の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

3 職員、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適確な実施のために適切なものであることを。

2 前号の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

1 一般社団法人又は一般財團法人以外の者であること。

2 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

3 第五十七条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

四 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。  
イ 第二号に該当する者

ロ 第五十条第三項の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者

(指定の公示等)

**第四十八条** 国土交通大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、指定試験機関の名称、住所及び試験事務を行う事務所の所在地並びに試験事務の開始の日を公示しなければならない。

2 指定試験機関は、その名称若しくは住所又は試験事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(試験員)

**第四十九条** 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、運行管理者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、国土交通省令で定める要件を備える者(以下「試験員」という。)に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、毎事業年度、試験事務に関する事業報告書及び收支決算書を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく、国土交通大臣の認可を受けなければならない)これを変更しようとするときも、同様とする。

3 指定試験機関は、毎事業年度、試験事務に関する事業報告書及び收支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に国土交通大臣に提出しなければならない。

(帳簿の備付け等)

**第五十条** 指定試験機関の試験事務に従事する役員の選任及び解任は、国土交通大臣の認可を受ければ、その効力を生じない。

2 指定試験機関は、試験員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(役員等の選任及び解任)

**第五十一条** 指定試験機関の試験事務に従事する役員の選任及び解任は、国土交通大臣の認可を受ければ、その効力を生じない。

2 指定試験機関は、試験員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(監督命令)

**第五十二条** 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に關し監督上必要な命令を出すことができる。

(業務の休廃止)

**第五十三条** 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他的事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、第四十六条第三項の規定にかかるわらず、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 国土交通大臣は、前項の規定により試験事務を行つこととし、又は同項の規定により行つてゐる試験事務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 国土交通大臣が、第一項の規定により試験事務を行つこととし、又は同項の規定により行つてゐる試験事務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

(許可等の条件)

**第五十四条** 指定試験機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに試験事務に關する事項で国土交通省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。

(帳簿の備付け等)

2 指定試験機関は、試験機関の役員又は試験員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは处分若しくは第五十二条第一項の試験事務の規程に違反したとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、その指定試験機関に対し、その役員又は試験員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)

**第五十五条** 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関の全部若しくは一部を休止し、又は廃止してはならない。

(業務の休廃止)

**第五十六条** 指定試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止してはならない。

(業務の休廃止)

(試験事務規程)

**第五十二条** 指定試験機関は、国土交通省令で定める試験事務の実施に関する事項について試験事務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をした試験事務に係る試験事務の公正かつ適確な実施上不適当とみなされたと認めるときは、その指定試験機関に對し、これを変更すべきことを命ずることができる。

3 第五十条第三項、第五十二条第二項又は第五十五条の規定による命令に違反したとき。

4 第五十二条第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

5 不正な手段により指定を受けたとき。

2 国土交通大臣は、第一項若しくは前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

3 国土交通大臣は、指定試験機関が第一項若しくは前項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他的事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、第四十六条第三項の規定にかかるわらず、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

4 国土交通大臣は、前項の規定により試験事務を行つこととし、又は同項の規定により行つてゐる試験事務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

5 国土交通大臣は、第一項若しくは前項の規定により試験事務の停止を許可し、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

2 国土交通大臣が、第一項の規定により試験事務を行つこととし、又は同項の規定により行つてゐる試験事務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 国土交通大臣が、第一項の規定により試験事務を行つこととし、又は同項の規定により行つてゐる試験事務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

4 国土交通大臣は、前項の条件又は期限は、許可又は認可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可又は認可を受ける者に不当な義務を課すこととなるものでなければならない。

5 不正な手段により指定を受けたとき。

2 指定試験機関の役員若しくは職員及び試験員(試験員を含む。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 国土交通大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

**第五十七条** 国土交通大臣は、指定試験機関が第四十七条第二項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消す。

2 試験事務に從事する指定試験機関の役員及び職員(試験員を含む。)は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

2 第五十七条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

3 第五十七条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

3 第五十七条第一項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するときは、その指定を取り消す。

し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この章の規定に違反したとき。

二 第四十七条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認められるとき。

三 第五十条第三項、第五十二条第二項又は第五十五条の規定による命令に違反したとき。

四 第五十二条第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

五 不正な手段により指定を受けたとき。

3 国土交通大臣は、第一項若しくは前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

4 国土交通大臣は、前項の認可をした試験事務に係る試験事務の公正かつ適確な実施上不適当とみなされたと認めるときは、その指定試験機関に對し、これを変更すべきことを命ずることができる。

5 不正な手段により指定を受けたとき。

3 国土交通大臣は、第一項若しくは前項の規定により試験事務の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他的事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、第四十六条第三項の規定にかかるわらず、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

4 国土交通大臣は、前項の規定により試験事務を行つこととし、又は同項の規定により行つてゐる試験事務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

5 国土交通大臣は、第一項若しくは前項の規定により試験事務の停止を許可し、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

2 国土交通大臣が、第一項の規定により試験事務を行つこととし、又は同項の規定により行つてゐる試験事務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 国土交通大臣が、第一項の規定により試験事務を行つこととし、又は同項の規定により行つてゐる試験事務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

4 国土交通大臣は、前項の条件又は期限は、許可又は認可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可又は認可を受ける者に不当な義務を課すこととなるものでなければならない。

5 不正な手段により指定を受けたとき。

2 指定試験機関の役員若しくは職員及び試験員(試験員を含む。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 国土交通大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(許可等の条件)

2 この法律に規定する許可又は認可には、条件又は期限を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件又は期限は、許可又は認可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可又は認可を受ける者に不当な義務を課することとなるものでなければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

- 第六十条** 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、貨物自動車運送事業者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定試験機関に対し、試験事務に関する報告をさせることができる。
- 2 國土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定試験機関に対し、試験事務に関する報告をさせることができる。
- 3 國土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定試験機関に対し、試験事務に関する報告をさせることができる。
- 4 國土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、貨物自動車運送事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 5 國土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、地方実施機関等又は指定試験機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 6 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 7 第四項及び第五項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

- (安全管理規程に係る報告の徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針)
- 第六十条の二** 国土交通大臣は、前条第一項の規定による報告の徴収又は同条第四項の規定による立人検査のうち安全管理規程(第十六条第二項第一号)(第三十五条第六項及び第三十七条第二項において準用する場合を含む)に係る部分について准用する場合を含む)に係る部
- (手数料)
- 第六十一条** 運行管理者試験を受けようとする者は運行管理者資格者証の交付若しくは再交付を受けようとする者は、実費を勘査して国土交通省令で定める額の手数料を国(指定試験機関が行う試験を受けようとする者には、当該指定試験機関に納めなければならない。前項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、当該指定試験機関の収入とする。

(指定試験機関の処分等についての審査請求)

- 第六十二条** この法律の規定による指定試験機関の処分又はその不作為に不服がある者は、国土交通大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第一項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。
- 第六十三条** (標準運賃及び標準料金)
- 国土交通大臣は、特定の地域(特別積合せ貨物運送に係る運賃及び料金にあっては、特定の地域間)において、一般貨物自動車運送事業において、一般貨物自動車運送事業に係る運賃及び料金がその供給輸送力及び輸送需要量の不均衡又は物価その他の経済事情の変動により著しく高騰し、又は下落するおそれがある場合において、公衆の利便又は一般貨物自動車運送事業の健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、当該特定の地域を指定して、一般貨物自動車運送事業の能率的な経営の下における適正な原価及び適正な利潤を基準として、期間を定めて標準運賃及び標準料金を定めることができる。
- 2 國土交通大臣は、前項の規定による標準運賃及び標準料金を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。
- (荷主の責務)
- 第六十三条の二** 荷主は、貨物自動車運送事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令を遵守して事業を遂行することができるよう、必要な配慮をしなければならない。
- 第六十四条** 国土交通大臣は、貨物自動車運送事業者が第十七条第一項から第四項まで(第三十五第六項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む)の規定による立入検査のうち(荷主への勧告)

(報告の徴収及び立入検査)

- (安全管理規程に係る報告の徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針)
- 第六十条の二** 国土交通大臣は、前条第一項の規定による報告の徴収又は同条第四項の規定による立人検査のうち安全管理規程(第十六条第二項第一号)(第三十五条第六項及び第三十七条第二項において準用する場合を含む)に係る部分について准用する場合を含む)に係る部
- (手数料)
- 第六十一条** 運行管理者試験を受けようとする者は運行管理者資格者証の交付若しくは再交付を受けようとする者は、実費を勘査して国土交通省令で定める額の手数料を国(指定試験機関が行う試験を受けようとする者には、当該指定試験機関に納めなければならない。前項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、当該指定試験機関の収入とする。

(指定試験機関の処分等についての審査請求)

- 第六十二条** この法律の規定による指定試験機関の処分又はその不作為に不服がある者は、国土交通大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第一項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。
- 第六十三条** (標準運賃及び標準料金)
- 国土交通大臣は、特定の地域(特別積合せ貨物運送に係る運賃及び料金にあっては、特定の地域間)において、一般貨物自動車運送事業において、一般貨物自動車運送事業に係る運賃及び料金がその供給輸送力及び輸送需要量の不均衡又は物価その他の経済事情の変動により著しく高騰し、又は下落するおそれがある場合において、公衆の利便又は一般貨物自動車運送事業の健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、当該特定の地域を指定して、一般貨物自動車運送事業の能率的な経営の下における適正な原価及び適正な利潤を基準として、期間を定めて標準運賃及び標準料金を定めることができる。
- 2 國土交通大臣は、前項の規定による標準運賃及び標準料金を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。
- (荷主の責務)
- 第六十三条の二** 荷主は、貨物自動車運送事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令を遵守して事業を遂行することができるよう、必要な配慮をしなければならない。
- 第六十四条** 国土交通大臣は、貨物自動車運送事業者が第十七条第一項から第四項まで(第三十五第六項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む)の規定による立入検査のうち(荷主への勧告)

(報告の徴収及び立入検査)

- (安全管理規程に係る報告の徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針)

- 第六十条の二** 国土交通大臣は、前条第一項の規定による報告の徴収又は同条第四項の規定による立人検査のうち安全管理規程(第十六条第二項第一号)(第三十五条第六項及び第三十七条第二項において準用する場合を含む)の規定による立入検査のうち(荷主への勧告)

(報告の徴収及び立入検査)

- (安全管理規程に係る報告の徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針)

- 第六十二条** この法律の規定による指定試験機関の処分又はその不作為に不服がある者は、国土交通大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第一項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

(報告の徴収及び立入検査)

- (安全管理規程に係る報告の徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針)

- 第六十三条** (この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、国土交通省令で定める。)

(罰則)

- 第六章**

- 第七十条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 1 第三条の規定に違反して一般貨物自動車運送事業を經營した者は、百万円以下の罰金に処する。





条に規定する聽聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきこととの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。(罰則に関する経過措置)

**第十三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(聽聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

**第十四条** この法律の施行前に法律の規定により行われた聽聞、聽問若しくは聽聞会(不利益処分に係るもの)を除く。又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

**第十五条** 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 第二十七条から第三十条まで及び第三十二条から第三十五条までの規定並びに附則第十二条から第十九条まで、第二十四条及び第二十五条の規定、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(貨物自動車運送事業法の一部改正に伴う経過措置)

**第十六条** 第三十二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の貨物自動車運送事業法第一項第二号の規定による認定を受けている者に対する運行管理者資格者証の交付についての規定は、當該各号に定め

(施行期日) **抄** (平成六年一一月一一日法律第九号)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 第二十七条から第三十条まで及び第三十二条から第三十五条までの規定並びに附則第十二条から第十九条まで、第二十四条及び第二十五条の規定、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(貨物自動車運送事業法の一部改正に伴う経過措置)

**第十七条** 第三十二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の貨物自動車運送事業法第一項第二号の規定による認定を受けている者に対する運行管理者資格者証の交付については、なお従前の例による。(罰則に関する経過措置)

**第二十条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定の施行前にした行為並びに附則第二条、第四条、第七条第二項、第十三条第八条、第十二条、第十三条第二項、第十四条及び第十五条第四項の規定によりなお従前の例

によることとされる場合における第一条、第四条、第八条、第九条、第十三条、第二十七条、第二十八条及び第三十条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(聽聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

**第十四条** この法律の施行前に法律の規定により行われた聽聞、聽問若しくは聽聞会(不利益処分に係るもの)を除く。又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

**第十五条** 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関して必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、は、この法律の施行前にした行為及びに附則第三条第一項及び第四条第一項の規定によりなお効力を有することとされる場合並びに附則第五条、第六条、第七条第一項及び第八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

(施行期日) **抄** (平成九年六月二〇日法律第九号)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

**第十六条** この法律の施行前にした行為及びに附則第三条第一項及び第四条第一項の規定によりなお効力を有することとされる場合並びに附則第五条、第六条、第七条第一項及び第八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

(施行期日) **抄** (平成一四年五月三一日法律第五号)

**第一条** この法律は、平成十四年七月一日から施行する。

(経過措置)

**第十七条** 第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令(以下「旧法令」という。)の規定により海運監理部長、陸運支局長、海運支局長又は陸運支局の事務所の長(以下「海運監理部長等」という。)がした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為(以下「処分等」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令(以下「新法令」という。)の規定により相当の運輸監理部長、運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長(以下「運輸監理部長等」という。)がした処分等とみなす。

**第二十九条** この法律の施行前に旧法令の規定により海運監理部長等に対しても申請、届出その他他の行為(以下「申請等」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、新法令の規定により相当の運輸監理部長等に対しても申請等とみなす。

**第三十条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附則** (平成一四年二月二二日法律第七号)

(施行期日) **抄** (平成一四年六月一九日法律第七号)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に係る第一種利用運送事業についての規定によりなお従前の例

によることとされる場合における第一条、第四条、第八条、第九条、第十三条、第二十七条、第二十八条及び第三十条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(聽聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

**第十四条** この法律の施行前に法律の規定により行われた聽聞、聽問若しくは聽聞会(不利益処分に係るもの)を除く。又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

**第十五条** 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関して必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、は、この法律の施行前にした行為及びに附則第三条第一項及び第四条第一項の規定によりなお効力を有することとされる場合並びに附則第五条、第六条、第七条第一項及び第八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

(施行期日) **抄** (平成一二年五月三一日法律第九号)

**第一条** この法律は、商法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

**第十六条** この法律の施行前にした行為及びに附則第三条第一項及び第四条第一項の規定によりなお効力を有することとされる場合並びに附則第五条、第六条、第七条第一項及び第八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

(施行期日) **抄** (平成一四年五月三一日法律第五号)

**第一条** この法律は、平成十四年七月一日から施行する。

(経過措置)

**第十七条** 第二十八条 この法律は、商法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十号)の施行の日から施行する。

**第一条** この法律は、商法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十号)の施行の日から施行する。

**第二十九条** この法律の施行前に旧法令の規定により海運監理部長等に対しても申請、届出その他他の行為(以下「申請等」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、新法令の規定により相当の運輸監理部長等に対しても申請等とみなす。

**第三十条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附則** (平成一四年六月一九日法律第七号)

(施行期日) **抄** (平成一四年六月一九日法律第七号)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に係る第一種利用運送事業についての規定によりなお従前の例

によることとされる場合における第一条、第四条、第八条、第九条、第十三条、第二十七条、第二十八条及び第三十条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(聽聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

**第十四条** この法律の施行前に法律の規定により行われた聽聞、聽問若しくは聽聞会(不利益処分に係るもの)を除く。又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

**第十五条** 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関して必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、は、この法律の施行前にした行為及びに附則第三条第一項及び第四条第一項の規定によりなお効力を有することとされる場合並びに附則第五条、第六条、第七条第一項及び第八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

(施行期日) **抄** (平成一二年五月三一日法律第九号)

**第一条** この法律は、商法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

**第十六条** この法律の施行前にした行為及びに附則第三条第一項及び第四条第一項の規定によりなお効力を有することとされる場合並びに附則第五条、第六条、第七条第一項及び第八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

「事業計画（鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第七十七号）附則第四条第三項に規定する届出書を含む。）」と、「集配事業計画」とあるのは、「集配事業計画（鉄道事業法等の一部を改正する法律附則第四条第三項に規定する届出書を含む。）」とする。

4 第一項の規定により新貨物利用運送法第二十条の許可を受けたものとみなされる者がこの法律の施行後最初に新貨物利用運送法第二十六条第一項の規定により受けなければならない規定する届出書を含む。）」とする。

第一項の規定により認可を受けなければならぬ利用運送約款については、同項中「国土交通大臣」とあるのは、「鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行の日から三月以内に、国土交通大臣」とする。

第六条 この法律の施行の際現に船舶運航事業者の行う運送に係る第二種利用運送事業について旧貨物取扱法第三十五条第一項の許可を受け、かつ、貨物自動車運送事業者の行う運送に係る第一種利用運送事業についての旧貨物取扱法第三条第一項の許可又は旧貨物自動車法第三条の許可を受けている者であつて新貨物利用運送法第四十五条第一項の許可を受けたものとする事業を経営しているものは、当該許可に係る事業の範囲内において、施行日に新貨物利用運送法第四十五条第一項の許可を受けたものとみなす。

2 前項の規定により新貨物利用運送法第四十五条第一項の許可を受けたものとみなされる者については、当該事業に係る旧貨物取扱法第三十五条第四項の事業計画（新貨物利用運送法第四十五条第三項に規定する事項に相当する事項に係る部分に限る。）及び旧貨物取扱法第四十五条第三項に規定する事項に相当する事項に係る部分に限る。）及び旧貨物自動車法第四条第一項第二号の事業計画（新貨物利用運送法第四十五条第三項に規定する事項に相当する事項に係る部分に限る。）を新貨物利用運送法第四十五条第三項の事業計画とみなして、新貨物利用運送法の規定を適用する。

第一項第二号の事業計画（新貨物利用運送法第四十五条第三項に規定する事項に相当する事項に係る部分に限る。）を新貨物自動車法第四条第一項第二号の事業計画における同条第二項第二号に規定する事項の記載又は新貨物自動車法第三十五条第二項第三号の事業計画における同条第二項第三号に規定する事項の記載とみなして、新貨物自動車法の規定を適用する。

第一項第二号の事業計画（新貨物利用運送法第四十五条第三項に規定する事項に相当する事項に係る部分に限る。）を新貨物自動車法第四条第一項第二号の事業計画とみなして、新貨物利

用運送法の規定を適用する。

国土交通大臣は、前項の場合において、新貨物利用運送法第四十五条第三項に規定する事項の一部の事項について旧貨物取扱法第三十五条第三項の事業計画及び旧貨物取扱法第四条第一項第二号の事業計画又は旧貨物自動車法第四条第一項の規定によりなお従前の例によることとさる記載がないときその他必要があると認めると

きは、当該許可を受けたものとみなされる者に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十条 附則第二条から前条までに定めるものに追加する必要があると認められる事項を記載した届出書の提出を求めることができる。この場合において、当該届出書の提出があつたときは、新貨物利用運送法第四十五条第三項の事業計画に追加する必要があると認められる事項を記載する法律附則第六条第三項に規定する届出書を含む。）とする。

第一項の規定により新貨物利用運送法第四項及び第五項中「事業計画」とあるのは、「事業計画（鉄道事業法等の一部を改正する法律附則第六条第三項に規定する届出書を含む。）」とする。

第七条 この法律の施行の際現に貨物自動車運送事業者の行う運送に係る第一種利用運送事業（附則第四条第一項の規定により新貨物利用運送法第二十条の許可を受けたものとみなされる者）とされる法律附則第六条第三項に規定する届出書を含む。）とする。

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一六年一二月一日法律第一九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一八年七月二二日法律第八五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一八年三月三一日法律第一九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 第四条、第十条（国土交通省設置法第十五条规定の改正規定を除く。）、第十二条及び第十三条の改正規定を除く。）、第十三条及び第十二条並びに次条、附則第三条、第五条から第八条までの、第十条、第十二条及び第十三条の規定（運輸審議会への諮問に関する経過措置）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 第四条、第十条（国土交通省設置法第十五条规定の改正規定を除く。）、第十二条及び第十三条の改正規定を除く。）、第十三条及び第十二条並びに次条、附則第三条、第五条から第八条までの、第十条、第十二条及び第十三条の規定（運輸審議会への諮問に関する経過措置）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為及び附則第四条の規定によりなお従前の例によることとする（政令への委任）

第一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為及び附則第四条の規定によりなお従前の例によることとする（政令への委任）

第六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為及び附則第四条の規定によりなお従前の例によることとする（政令への委任）

第六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為及び附則第四条の規定によりなお従前の例によることとする（政令への委任）

第二条 第二条から前条までに規定するものに追加する必要があると認められる事項を記載した届出書の提出を求めることができる。この場合において、当該届出書の提出があつたときは、新貨物利用運送法第四十五条第三項の事業計画に追加する必要があると認められる事項を記載する法律附則第六条第三項に規定する届出書を含む。）とする。

第一項の規定により新貨物利用運送法第四項及び第五項中「事業計画」とあるのは、「事業計画（鉄道事業法等の一部を改正する法律附則第六条第三項に規定する届出書を含む。）」とする。

第七条 この法律の施行の際現に貨物自動車運送事業者の行う運送に係る第一種利用運送事業（附則第四条第一項の規定により新貨物利用運送法第二十条の許可を受けたものとみなされる者）とされる法律附則第六条第三項に規定する届出書を含む。）とする。

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一八年五月一九日法律第四〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 第四条、第十条（国土交通省設置法第十五条规定の改正規定を除く。）、第十二条及び第十三条の改正規定を除く。）、第十三条及び第十二条並びに次条、附則第三条、第五条から第八条までの、第十条、第十二条及び第十三条の規定（運輸審議会への諮問に関する経過措置）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 第四条、第十条（国土交通省設置法第十五条规定の改正規定を除く。）、第十二条及び第十三条の改正規定を除く。）、第十三条及び第十二条並びに次条、附則第三条、第五条から第八条までの、第十条、第十二条及び第十三条の規定（運輸審議会への諮問に関する経過措置）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 第四条、第十条（国土交通省設置法第十五条规定の改正規定を除く。）、第十二条及び第十三条の改正規定を除く。）、第十三条及び第十二条並びに次条、附則第三条、第五条から第八条までの、第十条、第十二条及び第十三条の規定（運輸審議会への諮問に関する経過措置）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

規定期による改正後の海上運送法第二十五条の規定による改正後の内航海運業法第二十六条の二第一項及び第九条の規定による改正後の航空法（以下「新航空法」という。）の基本的な方針の策定のために、運輸審議会に諮ることができる。前項の規定による改正後の航空法は、第十条中国土交通省設置法第十五条第一項の改正規定の施行前ににおいても処理することができる。

（政令への委任）

第一条 附則第二条から前条までに定めるものに追加する必要があると認められる事項を記載した届出書の提出を求めることができる。この場合において、当該届出書の提出があつたときは、新貨物利用運送法第四十五条第三項の事業計画に追加する必要があると認められる事項を記載する法律附則第六条第三項に規定する届出書を含む。）とする。

第一項の規定により新貨物利用運送法第二十条の許可を受けたものとみなされる者がこの法律の施行後最初に新貨物利用運送法第二十六条第一項の規定により受けなければならない規定する届出書を含む。）とする。

第七条 この法律の施行の際現に船舶運航事業者の行う運送に係る第二種利用運送事業について旧貨物取扱法第三十五条第一項の許可を受けたものとみなされる者及び前項第一項の規定により受けたものとみなされる者（運輸審議会への諮問に関する経過措置）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一八年五月一九日法律第四〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 第四条、第十条（国土交通省設置法第十五条规定の改正規定を除く。）、第十二条及び第十三条の改正規定を除く。）、第十三条及び第十二条並びに次条、附則第三条、第五条から第八条までの、第十条、第十二条及び第十三条の規定（運輸審議会への諮問に関する経過措置）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 第四条、第十条（国土交通省設置法第十五条规定の改正規定を除く。）、第十二条及び第十三条の改正規定を除く。）、第十三条及び第十二条並びに次条、附則第三条、第五条から第八条までの、第十条、第十二条及び第十三条の規定（運輸審議会への諮問に関する経過措置）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 第四条、第十条（国土交通省設置法第十五条规定の改正規定を除く。）、第十二条及び第十三条の改正規定を除く。）、第十三条及び第十二条並びに次条、附則第三条、第五条から第八条までの、第十条、第十二条及び第十三条の規定（運輸審議会への諮問に関する経過措置）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（規定） 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一八年六月二日法律第五〇号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成二三年六月三日法律第六一四号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十九日を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年六月一三日法律第六九号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）

第五条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。  
(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合は、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。）の訴え提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の

規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。）

**第九条** この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

**第十条** 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二八年一二月一六日法律第一〇六号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附 則（平成三〇年一二月一四日法律第九六号）

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（許可等の申請に関する経過措置）

**第二条** この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前にされたこの法律による改正前の貨物自動車運送事業法第三条若しくは第三十五条第一項の許可の申請又は同法第九条第一項（同法第三十五条第六項において準用する場合を含む。）、第十条第一項、第三十条第一項若しくは第二項若しくは第三十一条第一項の認可の申請であつて、この法律の施行の際、許可又は認可をするかどうかの処分がなされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。

施行日前にされた中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第四十八条

第四項 (同法第四十九条第三項において準用する場合を含む。)、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律第八十五号)第四条第一項若しくは第五条第一項、福島県復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十号)第六十一条第九項若しくは同法第六十二条第一項において準用する東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)第六条第一項又は都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)第三十三条第三項(同条第七項において準用する場合を含む。)の認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をするかどうかの処分がなされないものについてのこれらの処分については、この法律による改正後の貨物自動車運送事業法(次条において「新法」という。)第五条又は第六条の規定にかかるらず、なお従前の例による。

(事業の休止及び廃止の届出に関する経過措置)

第三条 新法第三十二条(新法第三十五条第六項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日から起算して三十日を経過した日以後にその事業を休止し、又は廃止する一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者について適用し、同日前にその事業を休止し、又は廃止した一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四条 前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。(調整規定)

第六条 施行日が成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第三十七号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前である場合には、同法第二百四十九条第六号中「第五条第三号」とあるのは、「第五条第七号」とす

に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十一条、第五十九条、第六十一条、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る）、第八十五条、第一百二条、第一百七十七条（民間あっせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。）、第一百十一条、第一百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条（不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。）及び第一百六十八条並びに次条及びに附則第三条及び第六条の規定 公布の日

（行政庁の行為等に関する経過措置）

第二条 この法律（前条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（次格法項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の处分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(検討)

第七条 政府は、会社法（平成十七年法律第八十号）及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐成人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除等の他の必要な法制上の措置を講ずるものとす。

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第二条の規定並びに附則第七条、第十九条及び第二十条の規定 公布の日

二 第四条、第十三条及び第二十条の規定、第二十一条中、航海運業法第六条第一項第二号の改正規定、第二十三条、第二十九条、第三十条、第三十二条、第三十六条及び第三十九条の規定、第四十一条中貨物自動車運送事業法第五条第二号の改正規定、第四十三条、第四十四条及び第四十九条の規定 第五十五条中民間事業者による信書の送達に関する法律第八条第二号の改正規定並びに第五十六条、第五十八条、第六十条、第六十二条及び第六十三条の規定並びに附則第十一条、第十二条及び第十三条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)  
**第六条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

**第七条** この附則に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附 則 (令和六年五月一五日法律第二三  
号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二十条の二第一項第一号の改正規定並びに附則第六条の規定及び附則第十三条中独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第二百八十号)第十五条第一項の改正規定(「貸付け」を「出資の決定及び貸付け」に改める部分に限る)、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第三条中貨物自動車運送事業法附則第一条の二に一項を加える改正規定

の二に一項を加える改正規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第三条の規定(前号に掲げる改正規定を除く)並びに附則第五条の規定及び附則第十一条中登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第一第一百一十五号の改正規定

「流通業務総合効率化促進法第十二条第一項」を「物資流通効率化促進法第十二条第一項」に起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

五 第二条及び第五条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)  
**第六条** この法律(附則第一条第二号に掲げる規定について、当該規定)の施行前にした行為及び附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)  
**第七条** この附則に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。